

要措置区域情報

貝塚市では、現在要措置区域はありません。

形質変更時要届出区域情報

貝塚市では、土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき、次のとおり形質変更時要届出区域を指定しました。

整理番号	指定年月日	指定番号	指定区域の所在地	指定区域の面積	指定基準に適合しない 特定有害物質	その他
整-24-2	平成24年10月25日	指-23号	貝塚市 二色南町16番の一部及び17番	68,200 m ²	ベンゼン 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	埋立地特例区域
整-R3-1	令和 3年 9月 9日	指-2号	貝塚市 二色南町15番2	41,578.42 m ²	ふっ素及びその化合物	埋立地特例区域

○整-25-1 指-1号は、平成28年4月27日に全部解除しました。

詳細につきましては、「形質変更時要届出区域台帳」で確認してください。

また、台帳の閲覧場所については、次のとおりです。

貝塚市 市民生活部環境衛生課

電話 072-433-7186 ファックス 072-433-7511

〒597-8585 貝塚市畠中1丁目17番1号 第二別館2階